

(2) 2号規制

順応地域を一般地域に変更する。

2号規制とは、工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される悪臭物質の当該排出施設の排出口における規制基準である。規制基準値を算出する計算式 ($q=0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$) に1号規制基準値 (C_m) が含まれていることから、1号規制の基準値を順応地域から一般地域に変更することにより、2号規制基準値も変更となる。

規制基準の設定方法は、以下のとおりだが、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に基づいているので、変更がない。

次の式により算出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

この式において、 q 、 H_e および C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎時）

H_e (2)に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

C_m 1に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 100万分率）

次号に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V および T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_e 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

H_o 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガスの流量（単位 立法メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）